

大口町告示第10号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により次のとおり一般の縦覧に供する。

令和7年3月10日

大口町長 鈴木雅博

1 施行者の名称

愛知県

2 都市計画事業の種類及び名称

尾張都市計画下水道事業五条川右岸流域下水道

3 縦覧場所

大口町役場 建設部建設課

4 縦覧期間

令和7年3月10日から令和7年3月21日まで